【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年１月25日
【会社名】	日本ユニシス株式会社
【英訳名】	Nihon Unisys, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　黒川 茂
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲一丁目１番１号
【電話番号】	03（5546）4111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　原 和弘
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲一丁目１番１号
【電話番号】	03（5546）4111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　原 和弘
【縦覧に供する場所】	関西支社 （大阪市北区中之島三丁目３番23号） 中部支社 （名古屋市中区栄一丁目３番３号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

平成23年12月２日（法人税率引き下げに関連する法律の公布）

平成24年１月25日（臨時取締役会開催日）

(2)当該事象の内容

① 請負開発損失引当金の計上

一部の大規模案件について、稼働延期に伴う損失が見込まれることから、平成24年３月期第３四半期において、請負開発損失引当金として引当処理することといたしました。

② 繰延税金資産の取崩し

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の公布に基づき、平成25年３月期以降に適用される法定実効税率が変更されること、および「① 請負開発損失引当金の計上」に記載の事象の影響により、回収が見込まれなくなる繰延税金資産について取崩しを行います。

(3)当該事象の損益に与える影響額

① 請負開発損失引当金の計上

平成24年３月期第３四半期の連結および個別財務諸表において、請負開発損失引当金繰入額37億円を営業費用（売上原価）として計上する予定であります。

② 繰延税金資産の取崩し

回収が見込まれなくなる繰延税金資産について取崩しを行い、平成24年３月期第３四半期の連結財務諸表において113億円、個別財務諸表において112億円を法人税等調整額として計上する予定であります。

以上